

告示

埼玉県選管告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、富士見市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十年五月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	みずほ中央公園 交流施設	所在地	埼玉県富士見市東みずほ台 二丁目十七番	管理者	富士見市長	収容人員	三十人
-------	-----------------	-----	------------------------	-----	-------	------	-----